

議案第76号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

1 契約の相手方

住 所 倉吉市海田西町二丁目178番地

氏 名 高田充征

資 格 税理士

2 契約の始期

平成25年4月8日

3 費用の算定方法

8,900,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。